

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になります。

○令和元年10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行されました。これに伴い、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。指定の更新を行わない場合は、失効となります。
※令和元年9月30日までに指定を受けている工事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。（下記参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで（1年間）
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで（2年間）
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで（3年間）
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで（4年間）
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで（5年間）
令和元年10月1日以降	指定を受けた日から5年間

※更新については、初回更新時（旧制度で指定）のみお知らせいたします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

○指定更新の要件は水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います。

- ・給水装置主任技術者の選任
- ・給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ・水道法25条の3で規定された欠格要件に該当しないもの

○更新申請に必要な書類（新規申請時と同様の書類）

- ①. 指定申請書（様式第1号）
- ②. 誓約書（様式第2号）
- ③. 給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第6号）
- ④. 工事経歴書
- ⑤. 従業員名簿
- ⑥. 営業所の位置がわかる地図
- ⑦. 法人の場合：定款及び、登記事項証明書の写し
個人の場合：住民票の写し
- ⑧. 機械器具調書及び機械器具写真
- ⑨. 給水工事主任技術者免状又は技術者証の写し

○甲佐町指定給水装置工事事業者証の交付時必要な書類

- ・旧指定工事業者証

○お問い合わせ

甲佐町 環境衛生課 水道係

TEL：096-234-0755

FAX：096-235-3031